

鳥取県産業廃棄物処理施設審査専門委員設置要綱

（趣旨）

第1条 公益財団法人鳥取県環境管理事業センター（以下「センター」という。）が米子市淀江町小波地内に設置を計画している産業廃棄物最終処分場の許可審査に関し、有識者の意見を聴取することを目的として、鳥取県産業廃棄物処理施設審査専門委員（以下「審査専門委員」という。）を設置する。

（審査専門委員の職務）

第2条 審査専門委員は、県の要請に応じて、次の事項について専門的見地等に基づき意見を述べる。

- （1）廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条の2第1項第1号に掲げる事項
- （2）法第15条の2第1項第2号に掲げる事項
- （3）法第15条の2第1項第3号に掲げる事項のうち廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第12条の2の3第2号に掲げる事項
- （4）前各号のほか、審査を行う上で必要な事項

（審査専門委員の委嘱等）

第3条 審査専門委員は、廃棄物の処理、大気質、騒音、振動、悪臭、水質、地下水、最終処分場の構造及び経理的基礎等について専門的な知識を有し、これまでセンター及びセンターの計画に関わったことがない者の中から、知事が委嘱する。

2 審査専門委員の任期は1年以内とし、再任を妨げない。

3 審査専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

（審査専門委員の意見聴取等）

第4条 県は必要があると認めるときには、第2条の事項について審査専門委員から助言等を求める時は、審査専門委員のうちから適当と認める者に出席を求め、審査専門委員会議を開くことができる。この場合において、県は出席する審査専門委員の中から座長を選任することができる。

2 審査専門委員会議の運営等に関して必要な事項は、別に定める。

（庶務）

第5条 この要綱に関する庶務は、鳥取県地域社会振興部兼県土整備部産業廃棄物処理施設審査課において行う。

附 則

この要綱は、令和6年6月25日から施行する。